

# 群馬県再犯防止推進計画（仮称）（素案）

～円滑な社会復帰を支援するために～

平成 年 月

群 馬 県



# 目次

## 第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の背景	1
2	計画策定の趣旨	1
3	計画の目標	1
4	計画の位置付け	1
5	基本方針及び重点課題	2
6	計画期間	2
7	計画の対象者	2
8	個人情報の適切な取扱い及び情報の共有	2
9	施策体系図	

## 第2章 重点課題ごとの取組

### 【重点課題1 国・民間団体等との連携強化への取組】

1.	国・民間団体等との連携の強化	3
	(1) 現状と課題 (2) 具体的な取組	

### 【重点課題2 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組】

1.	民間協力者の活動の促進	5
	(1) 現状と課題 (2) 具体的な取組	
2.	広報・啓発活動の推進	7
	(1) 現状と課題 (2) 具体的な取組	

### 【重点課題3 就労・住居の確保への取組】

1.	就労の確保	9
	(1) 現状と課題 (2) 具体的な取組	
2.	住居の確保	12
	(1) 現状と課題 (2) 具体的な取組	

### 【重点課題4 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組】

1.	高齢者又は障害のある人への支援	14
	(1) 現状と課題 (2) 具体的な取組	
2.	薬物依存を有する人への支援	16
	(1) 現状と課題 (2) 具体的な取組	

**【重点課題5 学校等における修学支援の実施等への取組】**

1. 学校等における修学支援の実施等 ----- 18  
    (1) 現状と課題      (2) 具体的な取組

**【重点課題6 犯罪や非行をした人たちの特性に応じた効果的な支援等の実施への取組】**

1. 特性に応じた効果的な支援等の実施 ----- 21  
    (1) 現状と課題      (2) 具体的な取組

**第3章 再犯防止支援の流れ**

**(資料編)**

- 1 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標
- 2 群馬県再犯防止推進連絡会議
- 3 更生保護・再犯防止に関わる機関・団体等一覧
- 4 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の背景

本県の刑法犯の認知件数は、平成16年をピークに、平成17年以降13年連続で減少し、平成29年は13,105件（前年比－901件）と、戦後最少となりました。また、検挙率（\*1）は52.6%（前年比＋2.6ポイント）と、平成19年以降最高値を記録しました。

一方で、刑法犯検挙人員に占める再犯者（\*2）の人員の比率（再犯者率）は、近年5割近い高い水準で推移しています。犯罪や非行をした人たち（\*3）の中には、罪を償う等して社会に戻った際に、仕事や住まいが確保できずに、再び罪を犯してしまうという悪循環を繰り返している人が少なくありません。

こうした状況を改善し、安全・安心な社会を実現するには、犯罪や非行をした人たちの円滑な社会復帰を促進することが重要です。

#### （\*1）検挙率

認知件数に対する検挙件数の割合を次のとおり計算して百分率で表したものをいう。

・ 検挙件数（当該年以前の認知事件の検挙を含む。） ÷ 当該年の認知件数 × 100

#### （\*2）再犯者

刑法犯により検挙された者のうち、前に（道路交通法違反を除く）犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

#### （\*3）犯罪や非行をした人たち

犯罪をした人又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった人をいう。

### 2 計画策定の趣旨

（国）再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）を踏まえ、本県における再犯の防止等の施策の現状を考慮し、今後に向けた基本的な方向性や県の取組等を定め、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進できるよう、計画を策定するものです。

### 3 計画の目標

犯罪や非行をした人たちが、社会において孤立することなく、円滑に社会復帰できるよう支援することにより、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

### 4 計画の位置付け

- （1）「再犯の防止等の推進に関する法律（以下「推進法（\*4）」）という。」及び「（国）再犯防止推進計画」を踏まえた計画
- （2）「第15次群馬県総合計画」及び「群馬県生活安心いきいきプラン」の個別基本計画

(\*4) 推進法（第8条第1項）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

## 5 基本方針及び重点課題

本計画では、（国）再犯防止推進計画との整合性を図りつつ、再犯の防止等の推進に関する施策目的を明確にするため、3つの基本方針と6つの重点課題を定め、本県の実情に応じた施策を実施及び検討していきます。

### （1）3つの基本方針

- ① 国及び民間団体等との緊密な連携の強化
- ② 分かりやすく効果的な広報等による、再犯の防止等に関する取組への県民の理解と関心の醸成
- ③ 地域の状況及び社会情勢等に応じた効果的な施策の実施

### （2）6つの重点課題

- 重点課題1 国・民間団体等との連携強化への取組
- 重点課題2 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組
- 重点課題3 就労・住居の確保への取組
- 重点課題4 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組
- 重点課題5 学校等における修学支援の実施等への取組
- 重点課題6 犯罪や非行をした人たちの特性に応じた効果的な支援等の実施への取組

## 6 計画期間

計画期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間とします。

## 7 計画の対象者

本計画の対象者は、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者で、本県において、就労・住居の確保や保健医療・福祉サービス、修学等の支援が必要な人としてします。

## 8 個人情報の適切な取扱い及び情報の共有

県は、個人情報の適切な取扱いについて十分配慮した上で、再犯の防止等の支援に対する取組を行うこととし、犯罪や非行をした人たちの支援に必要な情報について、支援を行う関係機関及び団体と情報の共有を図ります。

## 第2章 重点課題ごとの取組

### 【重点課題1 国・民間団体等との連携強化への取組】

#### 1. 国・民間団体等との連携の強化

##### (1) 現状と課題

###### ① 現状

・犯罪や非行をした人たちの中には、貧困、疾病、障害、アルコールや薬物への依存等、地域社会で生活する上で様々な生きづらさを抱えている人が多くいます。その解消のためには、刑事司法手続から離れた後も続く、関係機関が連携した息の長い社会復帰支援が必要となっています。

・県では、「群馬県居住支援協議会」、「群馬県薬物乱用対策推進本部」、「群馬県子ども・若者支援協議会」、「群馬県暴力団離脱者社会復帰対策協議会」等を通じて、関係機関・団体等と連携しながら、社会復帰に向けた支援に取り組んでいます。

###### <国>

・前橋保護観察所と保護司では、更生保護施設や自立準備ホームと連携し、保護観察対象者の住居の確保に取り組むとともに、県が設置した群馬県地域生活定着支援センターに依頼し、適当な帰住先がない高齢者又は障害のある人に対する特別調整を実施しています。

・就労支援では、矯正施設、保護観察所及びハローワークが連携し、矯正施設入所者及び保護観察対象者等に対し、刑務所出所者等総合的就労支援対策等により、職業相談や職業紹介等を実施しています。

・前橋少年鑑別所では、「法務少年支援センターぐんま」の名称で一般の方々や関係機関・団体からの依頼に応じ、地域社会における非行及び犯罪の防止に向けた活動として、カウンセリングや心理検査を行うほか、学校教育機関からの依頼による法教育や各種講演・研修を実施しています。

・しかしながら、現在、犯罪や非行をした人たちに実施した指導・支援等に関する情報など、支援に必要な情報が福祉関係者と情報共有されておらず、支援すること自体が困難な状況も見られます。

###### ② 課題

・再犯防止という新たな視点で、県や市町村等がこれまで行ってきた各種支援サービスを必要とする人に対し、適切に提供する必要があります。

・刑事司法関係機関、県や市町村、保健医療・福祉関係機関、更生保護団体、民間団体が連携した支援体制の充実が求められています。

・支援については、市町村が行う各種行政サービスを通じて行われることが多いと考えられることから、市町村との連携強化についても取り組まなければなりません。

・犯罪や非行をした人等の支援に必要な情報は、個人情報適切な取扱いに十分配慮した

うえで、支援を行う関係機関や団体が相互に共有できるようにする必要があります。

## (2) 具体的な取組

### ① 地域のネットワークの構築【人権男女・多文化共生課】

刑事司法関係機関、保健医療・福祉関係機関、更生保護団体及び民間団体、庁内関係課室による横断的なネットワークを構築して、立ち直り支援に関わる情報交換や課題の検討を行います。

### ② 市町村再犯防止推進計画の策定の促進【人権男女・多文化共生課】

県内市町村において、地方再犯防止推進計画の策定が推進するよう働き掛けるとともに、策定のための助言や情報提供を行います。

### ③ 市町村、関係機関・団体との連携の強化【各課室】

犯罪や非行をした人たちの社会復帰の推進を図るため、市町村、関係機関・団体との連携を強化し、立ち直り支援への取組を推進します。

#### ※ 達成目標（指標）

再犯防止推進計画を策定した県内市町村の数

基準値 0市（平成30年度） → 目標 12市（平成35年度）



## 【重点課題2 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組】

### 1. 民間協力者の活動の促進

#### (1) 現状と課題

##### ① 現状

- ・再犯防止・更生保護については、民間ボランティアの保護司や更生保護女性会員のほか、更生保護団体である更生保護法人群馬県更生保護協会、更生保護法人群馬県仏教保護会、群馬県更生保護事業主会連盟、民間支援団体の特定非営利活動法人群馬県就労支援事業者機構をはじめ、BBS会員（Big Brothers and Sisters Movement）、篤志面接委員、教誨師、少年警察ボランティア等が行う、犯罪や非行をした人たちの立ち直り支援活動に支えられています。
- ・会員数は、保護司が800人・充足率89%、群馬県更生保護女性連盟が5,858人、BBS会は39人となっています（平成30年4月1日現在）。
- ・県では、“社会を明るくする運動”に参画して、支援活動に取り組んでおり、平成29年における“社会を明るくする運動”行事参加人数は、延べ105,537人でした（前橋保護観察所調査）。また、更生保護に取り組む団体の活動に対する財政的支援を行っています。

#### <国>

- ・矯正施設では、被収容者が抱える様々な解題や解決や、その心情の安定を図る上で、民間の協力を得ており、篤志面接委員による面接相談、教養や趣味に関する指導、教誨師による宗教上の儀式行事などが行われています。

#### <民間団体>

- ・民間団体では、群馬県仏教保護会が、外部から講師を招聘し、絵手紙教室や写仏教室、コンサートの開催のほか、更生保護女性会や保護司会による施設見学、奉仕慰問、おふくろの味食事会、料理教室、もちつき大会等を行っています。
- ・また、群馬弁護士会、群馬司法書士会、群馬県社会福祉士会及び群馬県精神保健福祉士会で構成するぐんま・つながりネットでは、社会参加に必要な福祉サービスの提供を通じて、犯罪をした高齢者又は障害のある人への支援を行うほか、検討会や合同勉強会を定期的に開催しています。
- ・少年の再犯防止等に関しては、少年補導員や大学生少年ボランティア等の民間ボランティアが協力して支援を行っています。

##### ② 課題

- ・保護司の中には活動が難しく大変だと感じている人も多く、なり手が少なくなっています。更生保護女性会員も同様に、女性の社会進出が進み働く女性が増える中、ボランティアに協力する人が減少しています。また、篤志面接委員及び教誨師においても後任者の確保に苦慮するなど、人材確保が課題となっています。
- ・少年の再犯防止等に関わる民間ボランティアでは、少年補導員の高齢化が進んでいることに加え、地域社会の人間関係が希薄化する等の社会環境の変化に伴い、ボランティア活動を行うことが困難な状況にあります。

## (2) 具体的な取組

### ① 民間ボランティアの確保

#### ア 民間ボランティアの活動に関する広報の充実【人権男女・多文化共生課、警察本部】

県のホームページや人権情報誌等により、民間ボランティアが行う支援活動について周知し、ボランティアの活動に対する理解の醸成を図ります。

また、広報誌の発行等を通じて、少年補導員等に関する広報活動を行います。

#### イ 民間ボランティア活動に対する表彰【人権男女・多文化共生課】

再犯の防止等に関する活動に貢献している民間の個人・団体等に対する表彰を行います。

### ② 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

#### ア 少年警察ボランティア等に関する支援の充実【警察本部】

少年補導員及び大学生少年サポーターに対して報償費を支払うほか、活動用ベストやジャンパー等を支給するなどの支援を行います。

また、全国少年警察ボランティア協会が主催する研修会への参加機会の提供や、少年警察ボランティア関係団体が実施する研修会等に警察職員を講師として派遣する等の活動の支援を行います。

## 【重点課題2 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組】

### 2. 広報・啓発活動の推進

#### (1) 現状と課題

##### ① 現状

・再犯の防止等のためには、犯罪や非行をした人たちが社会で孤立することなく、円滑に社会復帰できるよう支援する必要がありますが、再犯防止や更生保護は必ずしも身近なものではなく、県民の関心が薄いのが現状です。

・177の機関と団体の協力を得ながら、法務省主唱の“社会を明るくする運動を群馬県推進委員会が推進しており、昨年は延べ10万人の参加を得ました。しかし、内閣府が行った調査（基本的法制度に関する世論調査：平成27年1月）では、20～30歳代の比較的若い世代の80%以上が「この運動を聞いたこともない」と答えており、この運動が十分に認知されているとはいえません。また、更生保護ボランティアに関する認知度では、保護司について、全体の78.1%が「聞いたことがある」とする一方、更生保護施設や協力雇用主、更生保護女性会等に対しては、40.6%の人が「聞いたこともない」と回答しています。

##### <国>

・再犯の防止等に向けた取組として、前橋保護観察所と群馬県保護司会連合会が中心となり、7月の再犯防止啓発月間に啓発事業を集中して実施しています。前橋刑務所では、前橋矯正展を始めとして、刑務所作業製品の展示・即売や施設参観、職業訓練見学会等を通じて、また、少年院と少年鑑別所では、地域住民などを対象とした募集参観を計画的に実施するなどして、再犯の防止に関する広報啓発活動を積極的に行っています。

##### <民間団体>

・群馬県更生保護女性会では、更生保護の心を広めるため、住民を集めての「公開ケース研究会」や「地域との連携・協働活動（ミニ集会）」を実施し、更生保護や地域の課題について、それぞれの立場で何ができるか考える場所づくりを行っています。

##### ② 課題

・更生保護については、年少の頃から、漫画や作文、標語、ポスター等を通じて触れる機会を設けることが必要です。

・また、犯罪や非行をした人たちが、もう一度再出発できる社会制度の仕組みづくりという視点を大切にして、広報啓発活動を行う必要があります。

#### (2) 具体的な取組

##### ① 再犯の防止等に関する広報・啓発活動の推進

##### ア 再犯の防止等に関する広報・啓発活動の実施【人権男女・多文化共生課、各課室】

講演会等の開催や人権啓発イベントの実施、県のホームページ等を通じて、再犯の防止等に対する県民の関心を高め、理解の増進を図ります。

7月の再犯防止啓発月間では、国や民間団体等と連携し、集中的に広報啓発活動を実

施します。また、“社会を明るくする運動”がより一層充実したものとなるよう、内閣総理大臣メッセージ伝達式において、再犯防止等に関するパネル展示や資料配布等を行い、啓発活動に取り組みます。

#### イ 法教育の充実【義務教育課、高校教育課】

法や司法制度及びこれらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を推進します。

様々な人たちが社会の中でお互いを尊重しながら共に生きていく上で、法やルールが不可欠なものであるという規範意識や主体的に法やルールを策定し利用するという意識を育みます。

## 【重点課題3 就労・住居の確保への取組】

### 1. 就労の確保

#### (1) 現状と課題

##### ① 現状

- ・犯罪や非行をした人たちは、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していないことも多く、求職活動が円滑に進まない場合があります。また、職場での人間関係を十分に構築できず、あるいは適切な職業選択ができないことなどから、離職してしまう人も多くいます。
- ・県では、保護観察所と連携した職業相談や職業紹介を行うとともに、協力雇用主として登録され、また、保護観察対象者等を雇用した建設業者に対して、建設工事競争入札参加資格審査における加点をするなどして、就労支援を行っています。
- ・警察本部では、群馬労働局、ハローワーク、前橋刑務所等と連携し、暴力団離脱者に対する就労支援や受け皿となる企業の開拓を行っています。

#### <国>

- ・矯正施設では、職業訓練・指導を行っており、収容中に様々な資格や技能が身に付けられるよう、民間団体等の協力を得ながらその充実に努めています。また、少年院で退院者等からの相談を受け付けたり、少年鑑別所では、刑務所出所者等又はその雇用主などの心理的な相談に対応する取組も行われています。
- ・前橋保護観察所では、523社の企業等を協力雇用主として登録（平成30年7月1日現在）しており、平成29年度中に実際の雇用に関わった数は、24社・36人となっています。また、協力雇用主に対する刑務所出所者等就労支援奨励金の給付や、ハローワークと連携した刑務所出所者等総合的就労支援対策等に取り組んでいます。しかし、協力雇用主の7割弱を建築・土木業が占めており、重労働が困難な人や高齢者等に対する雇用の受け皿が広がっておらず、雇用に関わらないことが多い状況にあります。
- ・群馬労働局では、就職支援ナビゲーターのハローワークへの配置、矯正施設及び前橋保護観察所等と連携した職業講話や職業相談・職業紹介の実施等、様々な就労支援を行っています。

#### <民間団体>

- ・民間団体では、特定非営利活動法人群馬県就労支援事業者機構が、国の委託を受け、保護観察対象者等の矯正施設収容中から就職後の職場定着まで、継続した支援を行う「更生保護就労支援事業」を実施しています。

##### ② 課題

- ・協力雇用主の業種を広げ、雇用の受け皿の確保に努めるとともに、犯罪や非行をした人たちの雇用に関わる企業のイメージアップを図る必要があります。
- ・また、犯罪や非行をした人たちに対する職業相談や職業紹介、職場定着支援の充実に図るほか、障害のある人等に対して、福祉サービス等の就労支援機関に適切につなげていくことが課題となっています。

・さらに、支援制度に結びつきにくい、起訴猶予者、執行猶予者及び満期釈放者等の就労先の確保及びそのフォローアップについても課題としてあげられます。

## (2) 具体的な取組

### ① 就職に向けた相談・支援等の充実

#### ア 保護観察所と連携した職業相談等就労支援の充実【労働政策課】

県では、群馬県若者就職支援センター（ジョブカフェぐんま）、ジョブカフェ・マザーズ、群馬県シニア就業支援センターを設置し、若者・女性・中高年齢者等の個々の実情に応じた職業相談・職業紹介を実施しています。刑務所出所者等からの相談があった場合、前橋保護観察所等と連携し、個々の実情に応じた就労支援に努めます。

### ② 新たな協力雇用主の開拓・確保

#### ア 協力雇用主の確保【建設企画課】

県が発注する建設工事競争入札参加資格審査において、自立更生支援活動を行った建設業者に対して加点を行います。

#### イ 各企業に対する広報・啓発の推進【労働政策課】

県では、刑務所出所者等の就労を含めた公正な選考採用や就職差別の撤廃について、広報媒体を通じた周知を実施するほか、企業の人事担当者等に向けた研修会を群馬労働局との共催により開催します。また、前橋保護観察所や前橋刑務所等と連携し、協力雇用主制度やコレワークの仕組みの周知に協力します。

#### ウ 企業等に対する働きかけの強化【警察本部】

##### (ア) 社会復帰対策協議会の開催

群馬県暴力団離脱者社会復帰対策協議会定時総会において、関係機関・団体と暴力団離脱者の社会復帰に関する情報交換を図り、連携強化を図ります。

##### (イ) 協賛企業の獲得

各警察署の暴力団対策に従事する捜査員に対し、社会復帰対策の重要性を理解させるとともに、捜査員に対し、警察署管内の企業において協議会の趣旨を説明し、賛同する企業を獲得するよう指導を強化します。

### ③ 犯罪や非行をした人たちを雇用する企業等の社会的評価の向上等

#### ア 協力雇用主等に対する表彰【人権男女・多文化共生課】

協力雇用主や、犯罪や非行をした人たちの雇用に貢献している企業に対する表彰及びその広報等に取り組みます。

### ④ 就職後の職場定着に向けたフォローアップの充実

#### ア 離職した人の再就職支援【産業人材育成課】

- ・離職者等再就職訓練（国10/10委託事業）

離職した人の早期の再就職を支援するため、職業訓練及び就職支援を民間の教育機関や企業等に委託し実施しています。刑務所出所者等が訓練を受講する場合、保護観察所等関係機関と連携した支援を行います。

## ⑤ 福祉的な支援が必要な人に対する就労支援

### ア 障害のある人に対する就労支援の活用【産業人材育成課】

- ・障害者委託訓練（国10/10委託事業）

障害のある人の職業能力開発機会の拡充を図り、就労を促進するため、職業訓練を民間の教育機関や企業等に委託し実施しています。刑務所出所者等が訓練を受講する場合、保護観察所等関係機関と連携した支援を行います。

### イ 障害のある人に対する就労支援【労働政策課・障害政策課】

犯罪や非行をした障害のある人が適切な就労支援を受けられるよう、市町村やハローワークなどの関係機関と連携し、障害のある人の就労支援を行う「障害者就業・生活支援センター」や障害福祉サービス等に適切につなげていくよう努めます。

#### ※ 参考指標

協力雇用主の登録企業者数（出典：前橋保護観察所調査）

基準値 523社（平成30年7月1日）

## 【重点課題3 就労・住居の確保への取組】

### 2. 住居の確保

#### (1) 現状と課題

##### ① 現状

- ・近年、矯正施設を出所後に、親族のもとに帰住できない人の割合が増加傾向にあります。
- ・県では、犯罪や非行をした人たちの中には、高齢や障害により自立が困難な人もいるため、支援が必要な矯正施設からの出所予定者・出所者に対し、適切なコーディネートを行う機関として、群馬県地域生活定着支援センターを設置し、前橋保護観察所や更生保護施設、福祉の関係機関等と連携・協力して支援（特別調整（\*5））を行っており、矯正施設入所中から退所後直ちに福祉サービスにつなげて、社会福祉施設に入所するケースも増えています。

##### <民間団体>

- ・県内唯一の更生保護施設である群馬県仏教保護会や、前橋保護観察所に登録された県内12（平成30年5月現在）のNPO法人等が運営する自立準備ホームでは、帰住先がない人の受入れを行っています。
- ・更生保護施設等からの退所先は、アパート、就労先の寮、自宅や親族、友人・知人宅、社会福祉施設等ですが、退所先としてアパートを借りる際、緊急連絡先や連帯保証人がいないこと等を理由に、退所先探しが困難な状況にあります。

##### ② 課題

- ・親族のもとに帰住できない人のために、更生保護施設や自立準備ホームにおける受入れを進める必要がありますが、施設等の数が少なく地域に偏りがあるなど、一時的に居場所を確保するための体制が整っていません。
- ・また、適切な定住先を確保することができずに更生保護施設等から退所して、再犯に至る人がいることが課題となっています。
- ・定住先の確保として、保護観察対象者等の県営住宅への入居を困難にしている要件を緩和するなどの検討を行っていく必要があります。
- ・さらには、支援制度に結びつきにくい起訴猶予者、執行猶予者及び満期釈放者等への対応が課題としてあげられます。

##### (\*5) 特別調整

高齢又は障害により特に自立が困難な刑務所出所者等の円滑な社会復帰のため、関係機関と連携して、矯正施設出所後速やかに福祉サービス等を受けられることができるように、必要な調整を行うもの。

#### (2) 具体的な取組

##### ① 地域社会における定住先の確保

##### ア 児童自立支援施設等における自立支援の充実【児童福祉課】



県では、触法により児童自立支援施設等に措置された者も含め、社会的自立を支援するため、平成16年度から児童自立生活援助事業を行う事業者に対し、運営費の一部を負担しており引き続き実施します。

また、平成30年度から、社会的養護自立支援事業を実施し、児童自立支援施設等を退所した者で特に支援が必要と認められる者に、生活相談や就労相談に応じるほか、居住費や生活費を支給しており、引き続き実施します。

#### イ 県営住宅の入居における特別な配慮【住宅政策課】

保護観察対象者等の県営住宅への入居条件等の緩和や、矯正施設出所者の県営住宅への優先入居について検討を行います。

#### ウ 賃貸住宅の供給の促進【住宅政策課】

県では、群馬県居住支援協議会を通じて、不動産業者の協力の下、保護観察対象者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の確保に取り組めます。

また、住宅セーフティネット法に規定される住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録促進のため、制度周知等に取り組めます。

#### ※ 参考指標

前橋刑務所における出所者のうち、出所時に帰住先がない者の割合  
(出典：前橋刑務所調査)

基準値 17% (平成29年度)

## 【重点課題4 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組】

### 1. 高齢者又は障害のある人への支援

#### (1) 現状と課題

##### ① 現状

- ・平成28年中の刑法犯により検挙された4,063人のうち、65歳以上の高齢者は837人・20.6%となっています（平成28年犯罪概況書）。犯罪をした人の中には、各種保健医療や福祉サービスを受けられたにもかかわらず、手続を行わなかったために再犯に至った人も少なくありません。
- ・県では、矯正施設出所者等に対する支援（出口支援）として、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある人等が、社会福祉施設への入所等の福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、群馬県地域生活定着支援センターを設置し、前橋保護観察所や更生保護施設、福祉の関係機関等と連携・協力して特別調整を行っています。

#### <国>

- ・前橋刑務所では、改善指導プログラムを通じて、受刑者等に福祉サービスの利用等を促す取組を行っています。
- ・更生保護団体では、更生保護施設群馬県仏教保護会が群馬県地域生活定着支援センターと連携し、高齢者や障害のある人の引き受けについて積極的に取り組んでいます。また、群馬県更生保護女性連盟では、自宅に閉じこもりがちな独居の高齢者が身近な人と繋がり支え合い、安心して暮らせるよう、「通いの場」を作るための研修を行っています。

#### <民間団体>

- ・民間団体では、NPO法人群馬ダルクや藤岡ダルクが、依存症を持つ人への支援を行っています。また、群馬県社会福祉協議会では、「生活困窮者自立支援事業」実施機関等と連携し、生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業に取り組んでいます。

##### ② 課題

- ・高齢者や障害のある人に対しては、刑事司法の各段階における高齢又は障害の状況の把握ときめ細かな支援を実施するための体制を充実させる必要があります。
- ・出口支援とともに、起訴猶予者や執行猶予者等に必要な福祉的支援（入口支援）をより効果的に実施できるようにするため、刑事司法と保健医療・福祉の関係機関等との連携の在り方について検討を行い、連携強化を図る必要があります。

#### (2) 具体的な取組

##### ① 関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実

###### ア 地域生活定着支援センターの充実強化【健康福祉課】

犯罪や非行をした人たちが、釈放後から福祉サービスを受けられるよう、矯正施設収容中から、保護観察所、行政機関や福祉関係者と連携し、受入れ施設のあっせんや福祉サービスの申請支援等のコーディネート業務、受入れ施設に対するフォローアップ業務、

相談支援業務等に取り組みます。

また、矯正施設退所者の社会復帰及び地域生活への定着を推進するため、関係機関による会議を開催し、または参加する等により、関係機関との連携を強化します。

#### イ 再犯防止に関する福祉的支援【健康福祉課、地域包括ケア推進室、介護高齢課、障害政策課】

犯罪や非行をした人たちのうち、高齢者支援、障害者支援や生活困窮者支援が必要な人に対して適切な支援が行われるよう、関係機関や市町村担当職員が参加する会議や研修等において、再犯防止推進や群馬県地域生活定着支援センターについて周知し、また課題の共有を図ります。

### ② 福祉サービス等の利用に関する関係機関との連携の強化

#### ア 地域福祉計画における位置付け【健康福祉課】

犯罪や非行をした人たちが、必要な福祉サービス等を適切に利用できるようにするための手続の円滑化及び刑事司法手続の入口も含めた、各段階における関係機関との連携のため、県が策定する地域福祉支援計画に再犯防止の観点を盛り込むことを検討するとともに、市町村が策定する地域福祉計画に再犯防止の観点が盛り込まれるよう促します。

#### イ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携【健康福祉課、介護高齢課、障害政策課】

前橋保護観察所が中心となり、前橋刑務所や群馬県地域生活定着支援センター、行政など関係機関で組織する「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との連絡協議会（特別調整連絡協議会）」に引き続き参加し、刑事司法関係機関との連携を深め、手続の円滑化や研修等を通じた理解の促進に取り組んでいきます。

#### ※ 参考指標

特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数

(出典：前橋保護観察所調査)

基準値 25人（平成29年度）

## 【重点課題 4 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組】

### 2. 薬物依存を有する人への支援

#### (1) 現状と課題

##### ① 現状

- ・覚醒剤検挙者の再犯者率は、平成24年以降6割を超えており、覚醒剤の強い依存性と、継続的な乱用に陥る傾向を示しています。
- ・前橋保護観察所の調査によると、薬物事犯保護観察対象者のうち、平成29年において保健医療機関等による薬物依存症の治療・支援を受けた人は14人となっていますが、地域の保健医療・福祉関係機関等の相談支援体制といった、依存症のある人への回復支援を担う社会的資源が絶対的に不足している状況にあります。
- ・県では、薬物依存症に関する相談窓口を設置し、薬物依存症者本人やその家族に対し、薬物依存症の回復に向けた助言等を行っています。また、県警察では、関係機関・団体と連携した効果的な広報啓発活動を推進するなど、薬物乱用防止に向けた規範意識の醸成及び向上を図っています。

#### <国>

- ・矯正施設では、民間団体等の協力を得ながら、薬物依存離脱指導や薬物非行防止指導が行われています。
- ・前橋保護観察所においては、薬物依存症のある人への支援として、専門的プログラム「薬物再乱用防止プログラム」に基づく認知行動療法による回復支援や、出所後を見据えた群馬県こころの健康センターとの連携等に取り組んでいます。また、依存症者のある人の家族向けに、対象者の在所・在院中から「引受人会」を実施したり、NPO法人群馬ダルクや藤岡ダルクによる回復プログラムを紹介する等して、相談支援等に取り組んでいます。

##### ② 課題

- ・薬物依存症の相談支援窓口や治療・支援等を提供する保健・医療機関の体制の充実を図る必要があります。
- ・薬物依存症の治療・支援等に携わる人材の育成が必要です。
- ・刑事司法関係機関や地域の保健医療・福祉関係機関、民間支援団体との連携を図り、薬物依存からの回復施設や回復のための長期的な活動につなげる必要があります。

#### (2) 具体的な取組

##### ① 治療・支援等を提供する保健・医療機関等の充実

###### ア 薬物依存症治療の専門医療機関の拡大【薬務課】

薬物依存症者への支援を行う各機関・施設において、薬物依存症者に対する集団認知行動療法（SMARPP：物質使用障害治療プログラム）が実施され、地域における依存症治療機会の選択肢を増やすことを目的とし、集団認知行動療法を取り上げた研修会を開催します。

## イ 薬物依存症に関する相談支援窓口の充実【薬務課】

薬物依存症者本人及び家族からの相談に幅広く対応できるよう、薬務課、各保健福祉事務所、各中核市保健所、群馬県こころの健康センターに設置した相談窓口の周知に努め、薬物依存症からの回復に向けた助言と関係機関の情報提供の充実を図ります。なお、こころの健康センターでは、「依存症からの回復支援塾」として、依存症者本人に対し、集団認知行動療法プログラムの提供を行い、相談支援体制の更なる充実を図ります。

## ウ 自助グループを含めた民間団体の活動の促進【薬務課】

薬物依存症者に対する支援を実施する自助グループなどの民間団体との連携や活用を図り、団体の活動の紹介を積極的に行うなど、必要に応じた支援を行います。

## エ 薬物依存症者の親族等の知識等の向上【薬務課】

群馬県こころの健康センターでは、月1回、薬物依存症者等を抱える家族を対象とした家族教室を開催しており、家族が依存症者本人への対応の仕方について学ぶためにGIFT（ぐんま依存症ファミリートレーニング）を実施します。

## オ 薬物依存症対策関係機関の連携強化【薬務課、警察本部】

群馬県における薬物乱用対策を総合的かつ効果的に推進するために設置された、知事を本部長、副知事、教育長及び県警本部長を副部長とする「群馬県薬物乱用対策推進本部」を中心に、関係機関・団体と連携し、薬物乱用とその弊害の根絶に向けた取組を推進します。

## カ 薬物乱用防止パンフレット等の配布【警察本部】

取締活動を通じて薬物乱用者やその家族等を対象に薬物乱用防止に関する自主的な努力の一助とすべく、資料の閲覧及び配布により薬物乱用に防止に関する基礎的な知識や官・民の相談先等に関する情報を提供します。

## ② 薬物依存症の治療・支援等ができる人材の育成

### ア 薬物依存症に関する知見を有する支援者の育成【薬務課】

薬物依存症への理解を深め、地域における依存症回復支援技術の向上や依存症者や家族のニーズに応じた相談体制の充実強化を目的に、薬物依存症者への支援を行う県・市町村職員、医療や司法関係者及び薬物依存の回復支援団体スタッフなどを対象に、依存症回復支援者研修会を開催します。

#### ※ 参考指標

薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による薬物依存症の治療・支援を受けた人の数（出典：前橋保護観察所調査）  
基準値 14人（平成29年度）

## 【重点課題5 学校等における修学支援の実施等への取組】

### 1. 学校等における修学支援の実施等

#### (1) 現状と課題

##### ① 現状

- ・平成29年中の刑法犯で検挙された少年は314人で、10年前の平成20年の1,191人と比較すると減少傾向にありますが、過去10年間における刑法犯少年の再犯者率は、30%前後で推移しています。
- ・子ども・若者を取り巻く環境は、「ニートやひきこもりなど、若者の自立を巡る現状が深刻化している」、「児童虐待、いじめ、少年による重大事件、有害情報の氾濫等依然として厳しい」、「子ども・若者の抱える困難は、複数の困難が複雑に絡み合っている」状況にあります。
- ・本県における高等学校中途退学者は減少傾向にありますが、依然として毎年800人以上おり、平成25年からの4年間における学業不振を理由とした中途退学者の割合は9.9%と、全国平均の7.8%と比較して高くなっています。
- ・平成29年の新受刑者中、犯時に群馬県に居住していた者のうち、57.1%が高等学校中退以下の学歴となっており、修学支援に取り組む必要性は高いと言えます。
- ・県では、国と県の子ども・若者の相談支援機関24団体と連携し、「群馬県子ども・若者支援協議会」を設置して、高等学校中退者等を対象に再学習や就労に向けた支援にあたっています。平成27年度の開始から67人の希望があり（平成29年度末現在）、本人の置かれている状況や希望に応じて、支援機関と連携し対応しています。

#### <国>

- ・矯正施設における修学支援として、施設内で高等学校卒業程度認定試験等が実施されており、また、前橋刑務所では、義務教育未了者等に対して学校教育の内容に準ずる内容を指導する補習教科指導を行っています。義務教育が終了していない在院者を収容している赤城少年院では、在院中に中学校卒業を迎える者もあり、学校及び保護者と緊密に連携し、修学支援や復学の在り方について調整を行っています。

#### <民間団体>

- ・民間団体では、群馬県更生保護女性連盟が30年以上にわたり、県を3ブロックに分け、ブロック別の研修を行うとともに、薬物乱用防止啓発モデル地区として一地区を指定し、一年間の研修成果を報告書にまとめ報告会を開催しています。また、群馬県保護司会連合会では、小・中・高校生との交流・対話集会や非行問題等に取り組んでいます。

##### ② 課題

- ・学校や地域における非行の未然防止のための適切な教育・支援等の取組の充実や保護者との連携が必要です。
- ・居場所づくりや学習支援、就労支援等の立ち直り支援活動を通じて、少年を集団的不良交友関係から切り離していくことが課題となっています。
- ・矯正施設や保護観察所と学校関係者の相互理解の促進を図るとともに、矯正施設からの進

学・復学の支援を充実する必要があります。

## (2) 具体的な取組

### ① 児童生徒の非行の未然防止

#### アー 1 学校における適切な指導等の実施【薬務課】

各学校で開催される薬物乱用防止教室に、薬務課又は保健福祉事務所の職員を講師として派遣する等、学校、警察、薬物乱用防止指導員等と連携して、薬物乱用防止教育の充実を図ります。

#### アー 2 同上【義務教育課】

警察本部、法務少年支援センターぐんま（前橋少年鑑別所）及び前橋保護観察所等関係機関の協力を得て、いじめ防止のための教育や人権啓発のための教育と併せ、再非行の防止の観点も含め、学校における非行防止のための教育、薬物乱用未然防止のための教育及び薬物再乱用防止のための相談・指導體制の充実を図ります。また、生徒指導上の問題を抱える中学校に生徒指導担当嘱託員を配置し、生徒指導體制の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化します。

#### アー 3 同上【高校教育課】

県立高等学校・中等教育学校全校にスクールカウンセラーを配置し、不登校傾向など不安や悩みを抱える生徒等に対応します。また、警察本部等と連携し、非行防止・薬物乱用防止教育の充実を図ります。

#### イー 1 地域における非行の未然防止のための支援【子育て・青少年課】

「群馬県子ども・若者支援協議会」では、高等学校中退などで学校を離れることとなった者が、再学習や就労といった希望内容に応じた支援機関につながるように支援します。

また、進みたい道がわからない場合には、支援員が訪問して相談に応じる伴走支援を行います。

#### イー 2 同上【義務教育課】

県教育委員会では、県、警察本部、法務少年支援センターぐんま（前橋少年鑑別所）、前橋保護観察所及び群馬労働局と連携し、地域社会における子どもの居場所づくりや子ども、保護者及び学校関係者等に対する相談支援の充実、民間ボランティア等による犯罪予防活動の促進など、児童生徒の非行の未然防止や深刻化の防止に向けた取組を推進します。

#### イー 3 同上【生涯学習課】

県内の青少年教育機関に委託し、実施している「学びを通じたステップアップ支援促進事業」を通じ、高校中退者等に対して学習に関する相談・助言や個別の学習指導を行い、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための再学習支援を行います。

#### イー4 同上【警察本部】

少年補導員等のボランティア団体と協同して、地域社会における少年の居場所づくり活動を実施し、また、少年、保護者、学校関係者等からの相談を随時受け付けるなどの支援を行います。

#### ウ 警察における非行少年に対する支援【警察本部】

少年育成センターが大学生を通じて、非行少年や問題を抱えた少年を対象に学習支援活動等を行ったり、少年やその保護者からの修学に関する相談に対し、教育委員会や学校等の関係機関と連携して、適切に対処がなされるよう支援を行います。

### ② 非行による学校教育の中断の防止等

#### ア 学校等と保護観察所が連携した支援等【義務教育課】

県教育委員会では、前橋保護観察所と連携し、保護司による非行防止教室の実施等、保護司と学校等の日常的な連携・協力体制の構築を図るとともに、関係者等に対し連携事例を周知するなどして、学校に在籍している保護観察対象者に対する生活支援等の充実を図ります。

#### イ 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実【義務教育課】

県教育委員会では、研修等の実施に当たっては、矯正施設の職員を講師として依頼し学校に派遣するなど、矯正施設と学校関係者との相互理解・協力の促進を図ります。

### ③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援

#### ア 矯正施設からの進学・復学の支援【義務教育課】

県教育委員会では、矯正施設・保護観察所の職員と学校関係者との相互理解を深めるため、矯正施設・保護観察所における研修や学校関係者への研修等の実施に当たっては、相互に職員を講師として派遣するなどの取組を推進します。

#### ※ 参考指標

少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時又は保護観察中に復学・進学決定した者の数

(出典：前橋保護観察所調査)

基準値 0人(平成29年)



## 【重点課題6 犯罪や非行をした人たちの特性に応じた効果的な支援等の実施への取組】

### 1. 特性に応じた効果的な支援等の実施

#### (1) 現状と課題

##### ① 現状

・警察本部では、法務省から、子ども対象・暴力的性犯罪に関する出所情報の提供を受け、出所後に再び犯罪を犯すことを防止し、また、子ども対象・暴力的性犯罪その他の性的犯罪が発生した場合には、迅速な対応を図っています。

また、ストーカー加害者に対するカウンセリング等を実施するほか、暴力団からの離脱に向けた支援として、群馬県暴力団離脱者社会復帰対策協議会を通じて、暴力団離脱者に対する就労支援等を行っています。

さらに、少年に関する再犯防止の指導を行うために、少年一人一人の経歴や心身の状況、家庭環境、交友関係等の特性を把握した上での適切な指導に努めています。

#### <国>

・矯正施設では、受刑者等に改善更生や円滑な社会復帰に支障があると認められる事情がある場合には、その改善に向けた指導が行われており、前橋刑務所では特別改善指導として、薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、被害者の視点を取り入れた教育等を実施し、赤城少年院及び榛名女子学園では特定生活指導として、薬物非行防止指導、性非行防止指導（赤城のみ）及び暴力防止指導等を実施しています。

##### ② 課題

・矯正施設・前橋保護観察所が行う指導の内容について、地域の福祉関係者との間で情報共有がされておらず、継続した支援ができていません。

・子ども対象・暴力的性犯罪では、所在確認や面談が困難な場合があること、ストーカー加害者に対するカウンセリング等への協力医療機関の確保、暴力団離脱支援における県警察と矯正施設や保護観察所との連携強化等が課題となっています。

・少年の関わる事件の減少に伴い、経験を有する者も減っているため、ボランティア活動を推進し、少年の健全育成を図る必要があります。

#### (2) 具体的な取組

##### ① 特性に応じた支援等の実施

###### i 性犯罪者に対する支援等

###### ア 子どもを対象とする暴力的性犯罪者の再犯防止【警察本部】

###### (ア) 出所後の所在確認

対象者の出所後の所在確認を、出所日から早期に行います。対象者の継続的な所在確認は、1年に2回以上実施します。再犯リスクが特に高い対象者については、その実情に応じて、より頻繁に所在確認を行っています。

###### (イ) 面談の実施方法等

再犯リスクが特に高い対象者について、所在確認の都度、同意を得て実施し、再犯防止に向けた助言・指導を行うとともに、相談に応ずるなどして信頼関係を醸成するよう努め、要望があれば、各種支援事業を行う機関・団体を紹介するなど、必要な支援を行います。

## ii ストーカー加害者に対する支援等

### ア 被害者への接触防止のための措置【警察本部】

警察本部では、被害者への接触防止のための措置として、ストーカー規制法に定められた警告、禁止命令等の他、犯罪未然防止のためのや口頭による指導・警告を行います。

また、前橋保護観察所と情報共有し、被害者への接触の防止のための指導等を徹底するとともに、必要に応じ、保護観察所の長からの仮釈放の取消しの申出及び刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出を受けて、検察官から取消請求を行うなど、ストーカー加害者に対する適切な措置を実施します。

### イ ストーカー加害者に対するカウンセリング等【警察本部】

ストーカー加害者に対するカウンセリング等として、担当する警察職員に対し研修の受講を促すとともに、ストーカー加害者に対し、医療機関等によるカウンセリング等の受診への働き掛けを行うなど、精神医学的・心理学的アプローチを推進します。

## iii 暴力団関係者等再犯リスクが高い者に対する支援等

### ア 暴力団員の社会復帰対策の推進【警察本部】

#### (ア) 矯正施設と連携した暴力団離脱支援

警察本部、前橋刑務所及び公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センターが連携し、暴力団からの離脱と社会復帰を決意した受刑者に対し、刑務所から要請を受けた警察や暴追センターが赴き、離脱支援プログラムとして、暴力団離脱方法、社会復帰対策、就労支援に関する講話や個々面接等を実施します。

#### (イ) 暴力団離脱出所者からの出所予定通知等

矯正施設入所中に、暴力団離脱を支援した者の帰住先が本県であれば、前橋保護観察所と緊密に連携して、社会復帰対策に関して必要な協力を行います。

#### (ウ) 群馬県暴力団離脱者社会復帰対策協議会の開催

暴力団から離脱した者の社会復帰対策を推進するため、「群馬県暴力団離脱者社会復帰対策協議会」により、警察本部と関係機関である群馬労働局、職業安定所、前橋刑務所等で連携を図り、暴力団離脱者の就労希望者に対する指導、就労支援を行います。

## iv 少年・若年者に対する可塑性に着目した支援等

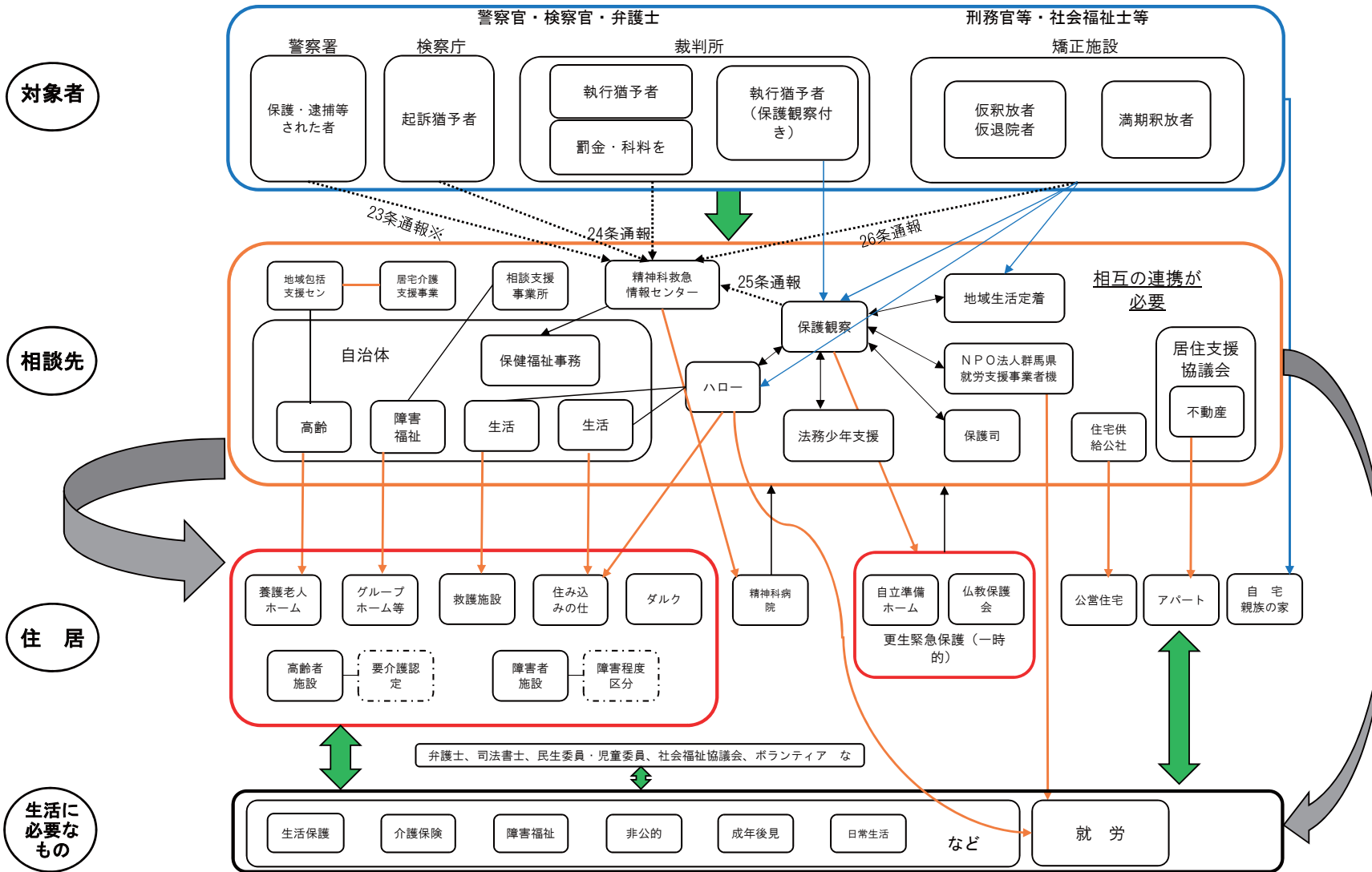
### ア 非行少年に対する社会奉仕体験活動等への参加の促進【警察本部】

少年育成センターを中心に、ボランティア等を通じて、居場所づくり活動の一環として農業体験活動等の社会奉仕体験活動を実施します。

# 9 施策体系図



### 第3章 再犯防止支援の流れ



※23条通報等は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）に基づき行われる通報。

## (資料編)

### 1 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標

- 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再入者率（出典：群馬県警察・犯罪概況書）  
基準値 1,670人・44.4%（平成29年）
- 新受刑者中の2年以内再入者数及び2年以内再入者率（出典：前橋刑務所調査）  
基準値 102人・36%（平成29年度）
- 出所受刑者の2年以内再入率（出典：前橋刑務所調査）  
基準値 26%（平成27年度出所受刑者）

(\*) 2年以内再入率

各年の出所受刑者人員のうち、出所年を1年目として、2年目、すなわち翌年の年末までに再入所した者の人員の比率。

#### (1) 就労・住居の確保等関係

- 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合  
(出典：群馬労働局調査)  
基準値 支援対象者50人・就職した者19人・38%（平成29年度）
- 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合  
(出典：前橋保護観察所調査)  
基準値 87人・22%（平成29年度）
- 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数  
(出典：前橋保護観察所調査)  
基準値 145人（平成29年度）

#### (2) 非行の防止と、学校等と連携した修学支援の実施等関係

- 上記により復学・進学決定した者のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合  
(出典：前橋保護観察所調査)  
基準値 0人・0%（平成29年）
- 前橋刑務所における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及び合格率  
(出典：前橋刑務所調査)  
基準値 9人・9人・100%（平成29年度）

(参考：全国の状況)

○ **就労の確保関係**

- ・ 刑務所に再び入所した人のうち、約 7 割が再犯時に無職。(平成29年版犯罪白書)
- ・ 無職で保護観察を終了した人の再犯率は25.9%で、有職で保護観察を終了した人の再犯率7.9%の3倍ほど高くなっている。(平成24年から平成28年保護統計年報累計)

○ **高齢者又は障害のある人への支援関係**

- ・ 刑務所出所後 2 年以内の年齢別再入率は、65歳以上が23.2%、30～64歳が18.1%、29歳以下が11.1%と、高齢者が最も高くなっている。(平成29年版犯罪白書)
- ・ 出所後 5 年以内に再入所した高齢者のうち、4割以上は出所後 6 か月未満という極めて短期間で再入所している。(平成28年版犯罪白書)

○ **薬物依存を有する有する人への支援関係**

- ・ 全国の覚醒剤取締法違反による検挙者数は、平成18年以降ほぼ横ばいで推移し、毎年1万人を超える状況が続いている。
- ・ 覚醒剤取締法違反者の出所後 2 年以内再入率は19.8%であり、全体平均18.0%と比較して高くなっている。(平成29年版犯罪白書)

○ **学校等と連携した修学支援関係**

- ・ 少年院在院者の28.9%、入所受刑者の37.4%が、中学校卒業後に高等学校に進学していない。
- ・ 非行等に至る過程で、あるいは非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、少年院在院者の36.8%、入所受刑者の24.6%が、高等学校を中退している。(平成28年矯正統計年報)

○ **特性に応じた効果的な支援等の実施関係**

- ・ 出所後 2 年以内再入率の主な罪名別では、窃盗が23.2%、覚醒剤取締法違反が19.2%、傷害・暴行が16.2%、性犯罪が6.3%となっている。(平成29年法務省調査)

## 2 群馬県再犯防止推進連絡会議

### 群馬県再犯防止推進連絡会議設置要領

#### (設置)

第1条 群馬県再犯防止推進計画（仮称）（以下「計画」という。）の策定等及び推進について検討するため、群馬県再犯防止推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 連絡会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 計画策定等に関すること。
- (2) 再犯防止推進施策の総合的な調整に関すること。
- (3) その他県の再犯防止推進施策に関すること。

#### (組織)

第3条 連絡会議の会員は、別表に掲げる機関・団体の職員とする。

- 2 連絡会議に会長及び副会長を各1名置き、会員の互選によって選出する。
- 3 会長及び副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。

#### (運営)

第4条 連絡会議は、会長が招集し、主宰する。

- 2 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

#### (庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、群馬県生活文化スポーツ部人権男女・多文化共生課が行う。

#### 附則

#### (施行)

この要領は、平成30年5月22日から施行する。

(別表)

群馬県再犯防止推進連絡会議を構成する機関・団体一覧

機関・団体名		区分	
1	法務省 前橋保護観察所	国	
2	前橋地方検察庁		
3	前橋刑務所		
4	赤城少年院		
5	榛名女子学園		
6	前橋少年鑑別所		
7	厚生労働省 群馬労働局		
8	群馬県保護司会連合会	更生保護団体	
9	更生保護法人 群馬県更生保護協会		
10	群馬県更生保護女性連盟		
11	群馬県更生保護事業主会連盟		
12	更生保護法人 群馬県仏教保護会	関係団体等	
13	特定非営利活動法人 群馬県就労支援事業者機構		
14	群馬県地域生活定着支援センター		
15	特定非営利活動法人 群馬ダルク		
16	特定非営利活動法人 アジア太平洋地域アディクション研究所 藤岡ダルク		
17	ぐんま・つなごうネット		
18	公益財団法人 群馬県防犯協会		
19	社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会	県	
20	生活文化スポーツ部		人権男女・多文化共生課（庶務）
21	こども未来部		子育て・青少年課
22			児童福祉課
23	健康福祉部		健康福祉課
24			地域包括ケア推進室
25			介護高齢課
26			障害政策課
27			薬務課
28	産業経済部		労働政策課
29			産業人材育成課
30	県土整備部		住宅政策課
31	教育委員会事務局		義務教育課
32			高校教育課
33			生涯学習課
34	警察本部	生活安全部生活安全企画課	



### 3 更生保護・再犯防止に関わる関係機関・団体等一覧

区分	支援内容	団体名	連絡先	所在地
国	刑事・司法	法務省 前橋保護観察所	Tel:027-237-5010 Fax:027-210-1212	〒371-0026 前橋市大手町3丁目2番1号
		前橋地方検察庁	Tel:027-235-7825 Fax:027-235-7826	〒371-8550 前橋市大手町3丁目2番1号
		前橋刑務所	Tel:027-221-4247	〒371-0805 前橋市南町1丁目23番7号
		赤城少年院	Tel:027-283-2020	〒371-0222 前橋市上大屋町60
		榛名女子学園	Tel:0279-54-3232 Fax:0279-54-3253	〒370-3503 北群馬郡榛東村新井1027-1
		前橋少年鑑別所	Tel:027-233-3183	〒371-0035 前橋市岩神町4丁目5番7号
		法務省 東京矯正管区 更生支援企画課	Tel:048-600-1500 Fax:048-600-1505	〒330-9723 さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館
	就労	厚生労働省群馬労働局 職業安定部 職業安定課	Tel:027-210-5007 Fax:027-210-5103	〒371-0854 前橋市大渡町1丁目10番7号
更生保護 団体	更生保護	群馬県保護司会連合会	Tel:027-235-1511 Fax:027-235-1511	〒371-0026 前橋市大手町3丁目2番1号 (前橋保護観察所内)
		更生保護法人 群馬県更生保護協会	Tel:027-235-1511 Fax:027-235-1511	
		群馬県更生保護女性連盟	Tel:027-235-1511 Fax:027-235-1511	
		群馬県更生保護事業主会連盟	Tel:027-226-6311 Fax:027-226-6312	
		更生保護法人 群馬県仏教保護会	Tel:027-221-3376 Fax:027-224-0168	〒371-0025 前橋市紅雲町一丁目24番6号
民間関係 団体等	就労	特定非営利活動法人 群馬県就労支援事業者機構	Tel:027-226-6311 Fax:027-226-6312	〒371-0025 前橋市紅雲町一丁目24番6号
	高齢者・障害者	群馬県地域生活定着支援センター	Tel:027-253-7000 Fax:027-289-6996	〒371-3573 前橋市青梨子町1655
	薬物依存症回復施設	特定非営利活動法人 群馬ダルク	Tel:027-363-3308 Fax:027-363-3308	〒370-0002 高崎市日高町144番地
		特定非営利活動法人 アジア太平洋地域 アディクション研究所 藤岡ダルク	Tel:0274-28-0311 Fax:0274-28-0313	〒375-0047 藤岡市上日野2594
	法律・福祉	ぐんま・つなごうネット	Tel:027-256-8910 Fax:027-251-6789	〒371-0843 前橋市新前橋町1-35
	防犯	(公財)県防犯協会	Tel:027-221-2230 Fax:027-243-2310	〒371-0843 前橋市大手町一丁目1番1号 (警察本部内)
	福祉	群馬県社会福祉協議会	Tel:027-255-6033 Fax:027-255-6173	〒371-0843 前橋市新前橋町13-12
県 関係機関	生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	Tel:027-897-2687 Fax:027-220-4424	
	こども未来部	子育て・青少年課	Tel:027-897-2966 Fax:027-226-2100	
		児童福祉課	Tel:027-226-2628 Fax:027-223-6526	

区分	支援内容	団体名	連絡先	所在地	
県 関係機関	健康福祉部	健康福祉課	Tel:027-226-2516 Fax:027-221-1121		
		地域包括ケア推進室	Tel:027-897-2733 Fax:027-243-2044		
		介護高齢課	Tel:027-226-2562 Fax:027-223-6725		
		障害政策課	Tel:027-226-2636 Fax:027-224-4776		
		薬務課	Tel:027-226-2665 Fax:027-223-7872		
	産業経済部	労働政策課	Tel:027-226-3407 Fax:027-223-7566		
		産業人材育成課	Tel:027-226-3412 Fax:027-223-1013		
	県土整備部	住宅政策課	Tel:027-226-3717 Fax:027-221-4171		
	教育委員会	義務教育課	Tel:027-226-4619 Fax:027-243-2310		
		高校教育課	Tel:027-226-4642 Fax:027-243-7759		
		生涯学習課	Tel:027-226-4668 Fax:027-224-8780		
	警察本部	生活安全部生活安全企画課	Tel:027-243-0110 (内線3051) Fax:027-223-7866		
	県機関等	暴力団らの離脱 ・社会復帰	群馬県暴力追放運動推進センター	Tel:027-254-1100 Fax:027-254-1100	〒371-0836 前橋市江田町448-11
	市町村	相談・紹介・助言等	前橋市 社会福祉課	Tel:027-898-6142 Fax:027-223-8325	〒371-0026 前橋市大手町2-12-1
高崎市 社会福祉課			Tel:027-321-1243 Fax:027-326-8876	〒370-0829 高崎市高松町35-1	
桐生市 市民生活課			Tel:0277-46-1111 (内285) Fax:0277-45-2940	〒376-0024 桐生市織姫町1-1	
伊勢崎市 社会福祉課			Tel:0270-27-2748 Fax:0270-26-1808	〒372-0031 伊勢崎市今泉町2-410	
太田市 市民そらだん課			Tel:0276-47-1912 Fax:0276-47-1866	〒373-0853 太田市浜町2-35	
沼田市 社会福祉課			Tel:0278-23-2111 (内線77242) Fax:0278-23-2941	〒378-0053 沼田市東原新町1801-40	
館林市 社会福祉課			Tel:0276-72-4111 (内線630・649) Fax:0276-72-4210	〒374-0018 館林市城町1-1	
渋川市 社会福祉課			Tel:0279-22-2250 Fax:0279-22-2327	〒377-0007 渋川市石原80	
藤岡市 自治交流課			Tel:0274-40-2297 Fax:0274-22-5592	〒375-0015 藤岡市中栗須327	
富岡市 市民課			Tel:0274-62-1511 (内1132) Fax:0274-64-1294	〒370-2316 富岡市富岡1439-1	

区分	支援内容	団体名	連絡先	所在地
市町村	相談・紹介・助言等	安中市 福祉課	Tel:027-382-1111 (内線1152) Fax:027-382-4737	〒379-0116 安中市安中1-23-13
		みどり市 社会福祉課	Tel:0277-76-0975 Fax:0277-76-9089	〒379-2313 みどり市笠懸町鹿2952
		榛東村 住民生活課	Tel:0279-54-2211 (内線133) Fax:0279-54-8225	〒370-3503 北群馬郡榛東村大字新井790-1
		吉岡町 町民生活課	Tel:0279-54-3111 Fax:0279-54-8681	〒370-3608 北群馬郡吉岡町大字下野田560
		上野村 総務課	Tel:0274-59-2309 Fax:0274-59-2320	〒370-1614 多野郡上野村大字川和11
		神流町 総務課	Tel:0274-58-2111 Fax:0274-58-2578	〒370-1504 多野郡神流町大字万場90-6
		下仁田町 総務課	Tel:0274-82-2111 Fax:0274-82-5766	〒370-2601 甘楽郡下仁田町大字下仁田682
		南牧村 総務課	Tel:0274-87-2011 Fax:0274-87-3628	〒370-2806 甘楽郡南牧村大字大日向1098
		甘楽町 総務課	Tel:0274-67-7655 Fax:0274-67-7066	〒370-2202 甘楽郡甘楽町大字小幡161-1
		中之条町 住民福祉課	Tel:0279-75-8821 Fax:0279-75-6562	〒377-0424 吾妻郡中之条町大字中之条1091
		長野原町 総務課	Tel:0279-82-2246 Fax:0279-82-3115	〒377-1304 吾妻郡長野原町大字長野原66-3
		嬭恋村 住民福祉課	Tel:0279-96-0515 Fax:0279-96-0516	〒377-1612 吾妻郡嬭恋村大字大前110
		草津町 福祉課	Tel:0279-88-7189 Fax:0279-88-0002	〒377-1711 吾妻郡草津町大字草津28
		高山村 総務課	Tel:0279-63-2111 Fax:0279-63-2768	〒377-0702 吾妻郡高山村大字中山2856-1
		東吾妻町 保健福祉課	Tel:0279-68-2111 (内線121) Fax:0279-76-4525	〒377-0801 吾妻郡東吾妻町大字原町594-3
		片品村 総務課	Tel:0278-58-2111 Fax:0278-58-2110	〒378-0415 利根郡片品村大字鎌田3967-3
		川場村	Tel:0278-52-2111 Fax:0278-52-2333	〒378-0101 利根郡川場村大字谷地2390-2
		昭和村 総務課	Tel:0278-24-5111 Fax:0278-24-5254	〒379-1203 利根郡昭和村大字糸井388
		みなかみ町 町民福祉課	Tel:0278-62-2111 (内線411) Fax:0278-62-9066	〒379-1305 利根郡みなかみ町大字後閑318
		玉村町 健康福祉課	Tel:0270-64-7705 Fax:0270-65-2592	〒370-1132 佐波郡玉村町大字下新田201
板倉町 総務課	Tel:0276-82-1111 Fax:0276-82-3341	〒374-0132 邑楽郡板倉町大字板倉2067		
明和町 介護福祉課	Tel:0276-84-3111 Fax:0276-84-3114	〒370-0708 邑楽郡明和町大字新里250-1		
千代田町 住民福祉課	Tel:0276-86-7000 Fax:0276-86-4591	〒370-0503 邑楽郡千代田町大字赤岩1895-1		

区分	支援内容	団体名	連絡先	所在地
市町村	相談・助言・指導等	大泉町 多文化協働課	Tel:0276-62-2121 Fax:0276-62-2108	〒370-0525 邑楽郡大泉町大字日の出55-1
		邑楽町 住民課	Tel:0276-47-5024 Fax:0276-88-3247	〒370-0603 邑楽郡邑楽町大字中野2570-1
保健福祉 (市)	医療・福祉	前橋市福祉事務所 (前橋市社会福祉課)	Tel:027-224-1111 Fax:027-223-8325	〒371-0026 前橋市大手町2-12-1
		高崎市福祉事務所 (高崎市社会福祉課)	Tel:027-321-1111 Fax:027-326-9130	〒370-0829 高崎市高松町35-1
		桐生市福祉事務所 (桐生市福祉課)	Tel:0277-46-1111 Fax:0277-45-2940	〒376-0024 桐生市織姫町1-1
		伊勢崎市福祉事務所 (伊勢崎市社会福祉課)	Tel:0270-24-5111 Fax:0270-26-1808	〒372-0031 伊勢崎市今泉町2-410
		太田市福祉事務所 (太田市社会支援課)	Tel:0276-47-1111 Fax:0276-47-1878	〒373-0853 太田市浜町2-35
		沼田市福祉事務所 (沼田市社会福祉課)	Tel:0278-23-2111 Fax:0278-23-2941	〒378-0053 沼田市東原新町1801-40
		館林市福祉事務所 (館林市社会福祉課)	Tel:0276-72-4111 Fax:0276-72-4210	〒374-0018 館林市城町1-1
		渋川市福祉事務所 (渋川市社会福祉課)	Tel:0279-22-2115 Fax:0279-22-2327	〒377-0007 渋川市石原80
		藤岡市福祉事務所 (藤岡市福祉課)	Tel:0274-22-1211 Fax:0274-22-5592	〒375-0024 藤岡市藤岡1485
		富岡市福祉事務所 (富岡市福祉課)	Tel:0274-62-1511 Fax:0274-64-1294	〒370-2316 富岡市富岡1460-1
		安中市福祉事務所 (安中市福祉課)	Tel:027-382-1111 Fax:027-382-4737	〒379-0116 安中市安中1-23-13
		みどり市福祉事務所 (みどり市社会福祉課)	Tel:0277-76-2111 Fax:0277-76-9089	〒379-2313 みどり市笠懸町鹿2952
県機関等	精神保健・心の悩み	群馬県こころの健康センター	Tel:027-263-1156 Fax:027-261-9912	〒379-2166 前橋市野中町368
保健福祉 (県)	医療・福祉	渋川保健福祉事務所	Tel:0279-22-4166 Fax:0279-24-3542	〒377-0027 渋川市金井394
		伊勢崎保健福祉事務所	Tel:0270-25-5570 Fax:0270-24-8842	〒372-0024 伊勢崎市下植木町499
		安中保健福祉事務所	Tel:027-381-0345 Fax:027-382-6366	〒379-0132 安中市高別当336-8
		藤岡保健福祉事務所	Tel:0274-22-1420 Fax:0274-22-3149	〒375-0012 藤岡市下戸塚2-5
		富岡保健福祉事務所	Tel:0274-62-1541 Fax:0274-64-2397	〒370-2454 富岡市田島343-1
		吾妻保健福祉事務所	Tel:0279-75-3303 Fax:0279-75-6091	〒377-0425 吾妻郡中之条町大字西中之条 183-1
		利根沼田保健福祉事務所	Tel:0278-23-2185 Fax:0278-23-4479	〒378-0031 沼田市薄根町4412
		太田保健福祉事務所	Tel:0276-31-8241 Fax:0276-31-8349	〒373-0033 太田市西本町41-34

区分	支援内容	団体名	連絡先	所在地
保健福祉 (県)	医療・福祉	桐生保健福祉事務所	Tel:0277-53-4131 Fax:0277-52-1572	〒376-0011 桐生市相生町2-351
		館林保健福祉事務所	Tel:0276-72-3230 Fax:0276-72-4628	〒374-0066 館林市大街道1-2-25
民間相談 機関 (社会福 祉協 議会)	医療・福祉	群馬県社会福祉協議会	Tel:027-255-6033 Fax:027-255-6173	〒371-0843 前橋市新前橋町13-12
		前橋市社会福祉協議会	Tel:027-237-1112 Fax:027-219-0337	〒371-0017 前橋市日吉町2-17-10
		高崎市社会福祉協議会	Tel:027-370-8855 Fax:027-370-8856	〒370-0065 高崎市末広町115-1
		桐生市社会福祉協議会	Tel:0277-46-4165 Fax:0277-46-4166	〒376-0006 桐生市新宿3-3-19
		伊勢崎市社会福祉協議会	Tel:0270-25-4546 Fax:0270-21-8252	〒372-0045 伊勢崎市上泉町151
		太田市社会福祉協議会	Tel:0276-46-6208 Fax:0276-46-6229	〒373-0817 太田市飯塚町1549
		沼田市社会福祉協議会	Tel:0278-22-1990 Fax:0278-22-8402	〒378-0053 沼田市東原新町1801-72
		館林市社会福祉協議会	Tel:0276-75-7111 Fax:0276-75-8111	〒374-0043 館林市苗木町2452-1
		渋川市社会福祉協議会	Tel:0279-25-0500 Fax:0279-25-1721	〒377-0008 渋川市渋川1760-1
		藤岡市社会福祉協議会	Tel:0274-22-5647 Fax:0274-22-6036	〒375-0024 藤岡市藤岡1485
		富岡市社会福祉協議会	Tel:0274-70-2232 Fax:0274-62-6223	〒370-2316 富岡市富岡1439-1
		安中市社会福祉協議会	Tel:027-382-8397 Fax:027-382-8396	〒379-0116 安中市安中3-19-27
		みどり市社会福祉協議会	Tel:0277-76-4111 Fax:0277-76-2828	〒379-2313 みどり市笠懸町鹿250
		榛東村社会福祉協議会	Tel:0279-55-5294 Fax:0279-54-1127	〒370-3503 北群馬郡榛東村大字新井507-3
		吉岡町社会福祉協議会	Tel:0279-54-3930 Fax:0279-54-3673	〒370-3604 北群馬郡吉岡町大字南下1333-4
		上野村社会福祉協議会	Tel:0274-59-2592 Fax:0274-59-2058	〒370-1616 多野郡上野村大字乙父630-1
		神流町社会福祉協議会	Tel:0274-58-2781 Fax:0274-58-2791	〒370-1602 多野郡神流町大字神ヶ原430-1
		下仁田町社会福祉協議会	Tel:0274-82-5491 Fax:0274-82-5492	〒370-2622 甘楽郡下仁田町大字中小坂608
		南牧村社会福祉協議会	Tel:0274-87-2676 Fax:0274-87-2676	〒370-2804 甘楽郡南牧村大字磐戸207
		甘楽町社会福祉協議会	Tel:0274-74-5700 Fax:0274-74-5760	〒370-2213 甘楽郡甘楽町大字白倉1395-1
中之条町社会福祉協議会	Tel:0279-75-8839 Fax:0279-75-5190	〒377-0424 吾妻郡中之条町大字中之条1091		

区分	支援内容	団体名	連絡先	所在地
民間相談 機関 (社会福 祉協議 会)	医療・福祉	長野原町社会福祉協議会	Tel:0279-82-4487 Fax:0279-82-0015	〒377-1305 吾妻郡長野原町大字与喜屋1624
		嬭恋村社会福祉協議会	Tel:0279-96-1611 Fax:0279-96-1656	〒377-1612 吾妻郡嬭恋村大字大前1110-1
		草津町社会福祉協議会	Tel:0279-88-1050 Fax:0279-88-1055	〒377-1711 吾妻郡草津町大字草津464-28
		高山村社会福祉協議会	Tel:0279-63-2075 Fax:0279-63-1310	〒377-0702 吾妻郡高山村大字中山3410
		東吾妻町社会福祉協議会	Tel:0279-68-2772 Fax:0279-68-0051	〒377-0802 吾妻郡東吾妻町大字川戸233-1
		片品村社会福祉協議会	Tel:0278-58-4812 Fax:0278-58-3718	〒378-0415 利根郡片品村大字鎌田4051-4
		川場村社会福祉協議会	Tel:0278-50-1122 Fax:0278-50-1123	〒378-0101 利根郡川場村大字谷地3086-1
		昭和村社会福祉協議会	Tel:0278-20-1126 Fax:0278-24-5161	〒379-1203 利根郡昭和村大字糸井624
		みなかみ町社会福祉協議会	Tel:0278-62-0081 Fax:0278-62-0083	〒379-1313 利根郡みなかみ町月夜野118
		玉村町社会福祉協議会	Tel:0270-65-8864 Fax:0270-65-9666	〒370-1132 佐波郡玉村町大字下新田602
		板倉町社会福祉協議会	Tel:0276-82-3900 Fax:0276-82-3759	〒374-0132 邑楽郡板倉町大字板倉3411-1417
		明和町社会福祉協議会	Tel:0276-84-4013 Fax:0276-84-4904	〒370-0708 邑楽郡明和町新里311-3
		千代田町社会福祉協議会	Tel:0276-86-6181 Fax:0276-86-5444	〒370-0503 邑楽郡千代田町大字赤岩2119-5
		大泉町社会福祉協議会	Tel:0276-63-2294 Fax:0276-63-5528	〒370-0523 邑楽郡大泉町大字吉田2465
邑楽町社会福祉協議会	Tel:0276-88-2408 Fax:0276-88-7620	〒370-0603 邑楽郡邑楽町大字中野1341-1		
弁護士会	法律	群馬弁護士会	Tel:027-233-4804 Fax:027-234-7425	〒371-0026 前橋市大手町3-6-6
ハロー ワーク (国)	就労相談等	前橋	Tel:027-290-2111 Fax:027-290-2528	〒379-2154 前橋市天川大島町130-1
		高崎	Tel:027-327-8609 Fax:027-323-8119	〒370-0842 高崎市北双葉町5-17
		安中	Tel:027-382-8609 Fax:027-382-4141	〒379-0116 安中市安中1-1-26
		桐生	Tel:0277-22-8609 Fax:0277-22-5014	〒376-0023 桐生市錦町2-11-14
		伊勢崎	Tel:0270-23-8609 Fax:0270-23-3697	〒372-0006 伊勢崎市太田町554-10
		太田	Tel:0276-46-8609 Fax:0276-48-0096	〒373-0851 太田市飯田町893
		館林	Tel:0276-75-8609 Fax:0276-72-4367	〒374-0066 館林市大街道1-3-37

区分	支援内容	団体名	連絡先	所在地
ハロー ワーク (国)	就労相談等	沼田	Tel:0278-22-8609 Fax:0278-23-7206	〒378-0031 沼田市薄根町3167-4
		富岡	Tel:0274-62-8609 Fax:0274-62-1932	〒370-2316 富岡市富岡1414-14
		藤岡	Tel:0274-22-8609 Fax:0274-24-4587	〒375-0054 藤岡市上大塚368-1
		渋川	Tel:0279-22-2636 Fax:0279-23-4370	〒377-0008 渋川市渋川1696-15
		中之条	Tel:0279-75-2227 Fax:0279-75-5945	〒377-0425 中之条町西中之条207

## 4 再犯の防止等の推進に関する法律

平成28年法律第104号

### 目次

- 第一章 総則（第1条—第10条）
- 第二章 基本的施策
  - 第一節 国の施策（第11条—第23条）
  - 第二節 地方公共団体の施策（第24条）
- 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第1条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

#### （基本理念）

第3条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。



- 3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。
- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第5条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第6条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、7月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第7条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
  - 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
  - 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
  - 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係

## 機関における体制の整備に関する事項

### 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。  
(地方再犯防止推進計画)

- 第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

- 第9条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

- 第10条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

## 第二章 基本的施策

### 第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

- 第11条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

- 2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

- 第12条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関

する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第13条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第14条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第23条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第15条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第16条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第17条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第18条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成

及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第19条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第20条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第21条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第22条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第23条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

## 第二節 地方公共団体の施策

第24条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

## 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 再犯の防止等の推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 本法における「犯罪をした者等」の認定に当たっては、有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者に限定するなど、本法の基本理念を踏まえ、かつ、その罪質、犯罪のなされた時期を考慮し、不当に拡大した適用をすることがないようにすること。
- 2 本法における指導及び支援は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、対象者の意思に反して行ってはならないものであることに鑑み、その旨並びに指導及び支援を受けるように説得する場合には執拗に行ってはならないことを周知徹底させること。  
右決議する。